

スパルタの制度とリュクルゴス伝説

—立法伝説の形成とその時期—

新村 祐一郎

【要約】紀元前五世紀以降、ギリシアの伝承の上では、スパルタの諸制度を整備した人物として、リュクルゴスの名が語られている。しかし、スパルタの諸制度は、当初は、リュクルゴスの名と結びつけられてはいなかった。

この制度が、リュクルゴスとの関連において、語られるに至つたのは、何時頃であり、それが如何なる事情によるのか、という点は、これまでの諸研究では、ほとんど、論及されていない。しかし、この間の事情を明らかにせずしては、リュクルゴスの立法伝説の成立について論議し得ないであろう。そこで、私は、先ず、リュクルゴスを考慮に入れずに、スパルタの古制度の成立過程をたどり、所謂「リュクルゴス制度」が、実は、前八世紀初頭と、第二次メッセニア戦争後とに、別個に、成立した制度を合一したものであることを示し、次に、立法事業と無関係であつた、と考えられるリュクルゴスなる人物の素性を探求し、これが、本来は、スパルタの護国英雄であつた、と推論する。以上の二個の問題（古制度の成立過程・リュクルゴスの来歴）を探求した、その成果の上に立つてはじめて、古制度とリュクルゴスの名とが結ばれた事情を求め得るのであり、かつまた、立法伝説成立の背景を知る手がかりをも得るのである。

は し が き

古代ギリシアの代表的なポリスとして、アテナイとスパルタとをあげることができる。アテナイに比して、スパルタは文化主義ではなく素朴主義である、といわれ、かつま

た、特に、古代ギリシアの盛期におけるスパルタは、その制度においても、市民の日常生活においても、他のポリスとは著しく異つたものと見られていた。この古代スパルタの諸制度を伝える史料として、最も古いものと考えられるのは、テュルタイオスの詩の断片である。その他、ヘロド

トス、トゥッキディデスの処々に見られる記事、クセノポン、エポロスなどにも記述されているが、まとまつたものとしては、プルタルコスがあげられよう。ただし、これはローマ時代に著されたものである。それ故、スパルタの諸制度の成立過程及び国家の発展の状況の詳細については不明の点が多い。しかし、前世紀以来、欧米の諸学者が乏しい史料を用いて、スパルタ史の解明に努力しており、更に、今世紀に入つてよりは、主としてイギリスによつて、スパルタの発掘が行なわれている。

私は、スパルタが前四世紀以来、急速に衰亡せる原因を求めんがために、盛時のスパルタ社会を解明したい、と考へるものであるけれども、本稿では、スパルタの立法者としてその名を知られているリュクルコス *Lukrotros* に関する問題を取りあげる。伝承によると、スパルタでは、リュクルゴスによつて、はじめて、その政治組織も社会制度も整備せられた、といわれる。しかし、このリュクルゴスが実在の人物であつたか否かについては、いまだに議論がある。私は、直接、この問題には触れず、立法伝説と結びつけられている限りでのリュクルゴスを取りあげたい。

在来のリュクルゴスに関する諸研究では、立法者リュクルゴスの実在性を云々し、しかる後、リュクルゴスの名を冠せられたるスパルタの古制度を解説しているものが圧倒的である^①。

私は、ここで、これら諸研究の成果を考慮しつつも、独自の立場より、スパルタの諸制度の成立過程をたどり、次いで、リュクルゴスなる人物が、そもそも何者であるかについて考究し、最後に、古制度とリュクルゴスが如何なる関係にあるかを究明せんと欲するものである。更に、衰退期といわれる前四世紀のスパルタの状況とリュクルゴス伝説とが、何等かの関係を有するか否かをも合わせ考えたい。

① Niese, B. (Verfassungsgeschichte Lakedaemons, Historische Zeitschrift LXII, 1889), Busolt, G. (Griechische Staatskunde, SS 633-717, 1926), Chrimes, K. M. T. (Ancient Sparta, 1949), Hammond, N. G. L. (The Lyncurgan reform at Sparta, Journal of Hellenic Studies LXX, 1950), den Boer, W. (Laconian studies, 1954) などは、いずれもリュクルゴスを実在せる人物とし、前九乃至八世紀に後のスパルタの諸制度(の基礎)を確立した、と論じているが、Meyer, Ed. (Lykurgos von Sparta, Forschungen zur alten Geschichte I SS. 213-286, 1892) はリュクルゴスの実在を否定

1919. *た' Neumann, K. J. (Die Entstehung des spartanischen Staats in der lykurgischen Verfassung. Historische Zeitschrift XCVI, 1906) はリュクルゴス伝説が歴史事實を骨子としているという観点に立って、古制度を研究している。なお原随園博士『リュクルゴス伝説とその文化史的意義』（ギリシア史研究）所収）参照。

一 スバルタの諸制度

スバルタの諸制度については、ヘロドトス、トゥキユデイデス、クセノポン、エポロス、プラトン、アリストテレスにも記述があるが、最もまとまつているのは、プルタルコス『リュクルゴス伝』である。以下、主として、このプルタルコスによるが、私の考察の対象は、ここでは、リュクルゴスではなく、スバルタの制度である。プルタルコスによると、リュクルゴスの立法、と呼ばれるものは、多方面にわたつている。そこで、以下、三項に分つて、論ずることにする。

一 政治組織について

プルタルコスの「リュクルゴス伝」第六章に、レトラ *βήτρα* なる言葉が見える。レトラはスバルタにおいて、

単に、「法律」「法案」を意味したが、ここでいうレトラは、デルポイの託宣である。その文句は、理解し難い部分もあり、種々の解釈がなされているが、内容は、(1) 部族の再編成を行うこと、(2) 王を含む三十人で長老会 *ἡγεμονία* を設けること、(3) 民会 *ἀγέλη* を時々開催すること、(3) 二点を含んでいることは明白である。

(1) 部族の再編成　ここでは、ピュレ *πυλῆ* 及びオバ *ὄβας* という二つの単語が問題となる。前者は、ドリス人の三部族の如き血縁的共同体を意味する一方、後者は、ラコニア独特のものであるらしく、スバルタのピュレの小分けを意味する、といわれる。レトラには *πυλῆς πυλῆστων καὶ ὄβας ὄβαστων* と書かれている部分があるが、これは「ピュレを設け、オバを設け」と解する説と「ピュレを保存し、オバを設け」と解すべきだとの説とがある。前者をとれば、これまでのドリスの三部族を解体して、新に、地域的な部族に分けられ、更に、それが何個かのオバに分割されたことを意味する。また、後者によれば、ピュレとは、ドリス本来の三部族で、オバとは、ピュレの小分けではなく、地域的な部族を指す、として、ドリスの三部族と、地

縁的な部族とが並存させられたことを意味する。これは、今、いずれとも断定し得ないが、スパルタ市民たるドリス人が、新に、地域的な部族に分けられたことは認められる。

アテナイにおける、前六世紀末のクレイステネスによる改革は、イオニア人の四部族^④を廃し、彼等を地縁的な十の部族に再編成したものであつた。この新たな部族が、評議會員の選出、市民軍徵募の基本的な機関となつた。

スパルタにおいては、エポロイ、アガトエルゴイ等の定員が五名であつた。また、軍隊も、ペルシア戦争当時には五ロコイに編成されている。以上の点から、スパルタの地域的な部族の数は五であつた、と考えられる。しかし、この部族(地域)名については議論がある。そのうち四個までは、リムナイ、キノスラ、メソア、ピタネであることに疑ないが、他の一個をアミュクライとする説とデユメとする説が対立している。ブゾルトなどは、後者を主張しているが、その根拠は弱い^⑤。前者はヴィルケンやミッチェルの主張するところである。

パウサニ阿斯は「アミュクライはドリス人によつて劫掠され、それ以後、*コメ kōmē* に止つた」(Paus. III. 19. 6)

という。コメとは、本来「城壁のない村落」を意味する。しかるに、トゥッキュディデスは「スパルタ人は、昔のギリシアの様に、コメに分れて住んでいる」(Thuc. I. 10)といつてゐる。「昔のギリシアの様に」とは、集住以前を指すものと思われる。即ち、部族毎に一集団をなし、分れて住んでいたのであり、その各集団がコメと呼ばれていたことを示している。それ故、スパルタの場合、「コメ」は「地域的な部族」の同義語と解される。とすれば、アミュクライがコメだ、

というパウサニ阿斯の記事は、ドリス人の征服後、アミュクライが地域的な部族の一になされたことを意味する。私は、以上のような理由で、アミュクライ説に賛意を表したい。

アミュクライをスパルタが征服したのは、パウサニ阿斯によると、テレクロスの治世である(Paus. III. 2. 6)。その二代後のポリュドロスの時代に、メッセニア戦争が激しくなつた(Paus. III. 3. 1)。ポリュドロスと同時代の今一人の王はテオポンポスであり(Thuc. Lyc. 6)、その頃すでに、エポロイの職が置かれていた。エポロイ達が、先に述べた五部族を基礎として選出されるとすれば、テオポンポスの時代、即ち、メッセニア戦争当時には、すでに、スパルタ

人は、五部族に分けられていたことになる。メッセニア戦争は、パウサニアスによると、前七四三年——前七二四年である(Paus. IV. 5. 10. 13. 7. 15. 1)。それ故、スバルタは、前八世紀中葉には、地域的な五部族に分けられていた、と考えてよい。

スバルタでは、古くは、長期間内訌があり(Thuc. I. 18)、最悪の政治が行なわれていた(Hdt. I. 65)、といわれるが、トゥキュディデスは「今次の戦争(ペロポネソス戦争)の終結(前四〇四年)に至るまで、スバルタは、四百年間、もしくは、それよりやや長きにわたつて、同じ政体を採用してきた」(I. 18)と語っている。前九世紀末より、同じ政体である、というのは、この頃から、スバルタの二王制が確立したことを示すものであろう。スバルタが五地域に分けられたのは、二王制が成立し、アミュクライその他を征服した後であるから、地域による五部族の成立したのは、前八世紀前半である、と考えることが許されよう。

(2)長老会 さて、次に、長老会と民会が如何にして成立したか、を見る。前者については、プルタルコスに、その設置の目的と定員数に関する叙述がある。それによると、設

置の目的は、王の独裁を抑制すると共に、民衆の力の増大をも、ある程度抑制するにあつた(Hdt. Lyc. 5)。プルタルコスは、リュクルゴスの改革のうち、長老会の設置が、最初にして、かつ、最大なもの、といつてゐるが、それは、長老会を、王と民衆との中間に立ち、両者の対立を緩和するもの、と見るが故であらう。しかし、長老会は、はたして、上述の如き目的をもつて、設置されたのであろうか。

アテナイに目を転ずると、そこには、アレイオスパゴス会議 *ἡ Bouλή τῆς Ἀρείου Πάγου* と呼ばれる評議会があつた。この会議は「法律を監視する義務を有し、国家の大概の重要な事務を司る」(Arist. Ath. Pol. III. 6)のものであつた。また、その議員は終身で、定員についての規定も明確でない。このような点から考慮すると、この会議は、本来、王の諮問機関的な存在であつた、と思われる。ホメロス時代においても、王は長老達と共に国事を議してゐた^⑥。かくの如き、国王と長老の集い²⁾が後にその任務を定められた国政の最高機関に発展した、と考えられる。アテナイでは、王制が廃止されると、アルコン職を経たものが、この会議の終身議員となる資格を得た(Arist. Ath. Pol. III. 6)。ソロ

ンの改革に至るまでは、アルコンは名門 *στρατιώται* からのみ、選出されていたことを考え合わせると、アレイオスパゴス会議は、貴族院ともいふべきもので、古の長老会議の痕跡を止めている。

スパルタの長老会も、アテナイのアレイオスパゴス会議と同じく、本来は、王の諮問機関として、成立したものであろう。スパルタでは、王政が存続していたから、この会員の中に二名の王が含まれている。プルタルコスというが如き、明確な目的をもつて設置されたものとは思われない。

(3) 民会 レトラによると、議案の提案権は王及び長老にあつたが、その裁決権は民会にあつたように受け取られる。民会は、レトラによると、リュクルゴスの創設によるものではないが、彼によつて、裁決権を与えられると同時に、その開催場所も指定されたことになつている。しかし、民会の裁決権が如何なるものであつたか、を見なければならぬ。プルタルコスは、レトラの言葉を説明して、「民衆は集つても、意見を述べることは許されず、長老と王とによつて出された議案を裁決する、という権利のみを有する」と述べている。また、アリストテレスは、クレタの諸

制度を叙述する際、そのスパルタとの類似を強調し「その政治組織についても、スパルタに類似している。……民会 *senekoiā* は長老とコスモイ *κόσμοι* とによつて、すでになされた決定を確認する機能以外には、何の権利も持たない」(Arist. Pol. II. 10. 67)と記している。これらの記事から、提出された議案の審議は許されず、それらの裁決権——といつても、形式的に、同意を示す程度の——のみが与えられているに過ぎなかつたことは、ほぼ明らかである。

上に見てきたように、長老会、民会共に、一立法者によつて設置され、権限を賦与されたものではないようである。長老会の定員数(三〇名)の定められたのも、また、ホメロス時代には、法的な存在でなかつた民会の開催場所、時期、権限などを法制化したのも、二王制が成立し、アミュクライその他が征服された前八世紀初頭から中葉にかけての頃であろう。

五部族の設置と、長老会、民会に関する規定とを定めた立法者があつたと想像される。おそらく、都市の新区画(地域的部族)の制定と、慣習の法制化を行なつた立法者は、これをレトラという形にまとめ、デルポイの託宣である、

と宣伝したのであろう。この神から授けられた法をみだりに変更せぬよう、その監視には、長老と共に、新に成立した五部族の代表者を各々一名出して、あたらせた。これが五人のエポロイの起源^⑤であらう。

以上が、ブルタルコスがリュクルゴスの行つた政治組織の改革、として述べたところを分析した結果である。

二 不公平、不公平の除去について

ブルタルコスは、リュクルゴスが如何にして、富の不平等を除去したか、について、かなり、詳細に述べているが、要約すると、(1)土地の再分配、(2)鉄の貨幣の使用、(3)会食の制度の採用の三点となる (Plut. Lyc. 8, 9, 10, 12)。

(1)土地の再分配　ブルタルコスは、リュクルゴス時代のスパルタの状態を、土地は少数者の手に集中し、土地無き多数の貧困者が生じた、と云う (Plut. Lyc. 8)。リュクルゴスは、土地を、公に提供させ、分配し直して、すべての人々の生活を平等にせんと欲し、それを実行した、といわれる。

土地の平等分配は、貧富の差を解消するのに、適切な方法であることは、いうまでもない。しかし、これは容易に

行ない得るものではない。殊に、「土地を、一度、公に提供させ」ることが、実際、可能であらうか。また、たとえ、実行し得た、としても、土地相続に関する規定が無ければ無意味である。更に、この土地は、スパルタ市民の分は九千人分と定められていたが、人口は常に一定ではあり得ないから、時折、分配地の修正が行なわれねばならない。しかるに、相続に関する規定も、分配地の修正についても、ブルタルコスは、何も伝えていない。アリストテレスによれば「立法者は、土地を売ることを不名誉なこと、とした」(Arist. Pol. II, 9, 14)と云うが、土地買売が明確に禁止されていなかつたなら、土地兼併は避けられまい。それ故、一度、平等分配がなされた、としても、間もなく、再度不平等を生ずるであらう。

ヘロドトス、クセノポンなどには、所謂リュクルゴスの改革についての記事があるが、そこには、土地再分配について触れるところがない。アリストテレスに至つて、はじめて記されている。グロートはブルタルコスのリュクルゴスによる土地再分配に関する詳細な記事は、アリストテレス以後のある著述家から借用されたものである、といふ^⑥。

たしかに、プルタルコスは、アリストテレスの記していない詳細な数字——割当地の数、割当地の面積について——をあげている。その一方、土地の平等を維持するための規定については、一切触れていない。まことに不思議である。

私には、以上掲げた如き点から考えて、プルタルコスの伝える土地再分配は信じ難いのである。

アリストテレスの時代、スパルタ市民の人口は約一千であつた、という (Arist. Pol. II. 9. 16)。このように、かつては一万人を下らなかつた (Arist. Pol. II. 9. 17) 市民が減少したのは、単なる自然激少のみではなく、クレロスを、手放した結果、市民権を喪失したものが出たのも一原因である。このことは、一方に、有力者の土地兼併が行なわれていたことを示す。かくの如き不平等のはげしい現実を見たアリストテレスは、土地の兼併こそ市民人口激減の由来と考へたに違いない^⑩。アリストテレスの時代にも、恐らく、土地無き民衆の土地再分配の要求があつた、と思われる。しかも、アリストテレスは、かつて、メッセニア戦争後、土地再分配の要求があつた、というテュルタイオスの詩を知つてゐる (Arist. Pol. V. 7. 2)。それ故、アリストテレス

の土地再分配を行なう立法者(改革者)を求めると、テュルタイオスの詩にいうが如き過去における土地再分配の要求があつた、という知識と、過去に立法者が存在した、という伝承との三者が相互に作用して、立法者リュクルゴスが土地再分配を、理想的な形で、行なつた、という物語が成立したのであらう。

(2) 鉄の貨幣の使用 プルタルコスによると、リュクルゴスは、不平等を取り去るため、動産の分配をも企てたが、市民がこれに応じそうもないので、金銀貨を無効とし、鉄の貨幣のみを使用せしめることにした、という (Plut. Lye. 9)。

銀貨がギリシアで使用されはじめたのは、前七世紀頃であり、それまでは、各地で、鉄貨が使用されていた^⑪。しかし、扱いやすい銀貨が次第にギリシア全体に普及されると、鉄貨は使用されなくなつた。以上の如く、銀貨の出現が鉄の貨幣より後なれば、金銀貨を排斥するために、鉄の貨幣を使用せしめた、という伝承は、虚構ではないか、と思われる。スパルタで鉄貨が後まで使用され金銀貨に駆逐されなかつたのは、別の理由による、と思われる。即ち、これ

は、スパルタのメッセニア征服と密接な関係がある、と考
えられるのである。

先に述べた通り、スパルタは前八世紀の後半に、メッセ
ニアを征服したが、前七世紀に入つてから、メッセニア人
はスパルタに反抗した。この第二次メッセニア戦争^⑧は、か
なり激烈なものだつたらしく、スパルタ人も、しばしば、
手痛い打撃を受けたが、テュルタイオスがこの詩を吟じて、
士気を鼓舞した、という (Paus. IV. 16. 6)。この戦争の経
過はパウサニア스에詳しく (Paus. IV. 15. 1-24. 4) が、悪
戦苦闘の末、スパルタは、遂に、「耕作するによく、生産
するによい」「豊かな」(Tyrtæus fragment 5) メッセニア
を再度征服した。

この戦争の経験から、スパルタ人達は、尚武の風を養
うことの大切さを味つたに違いない。それには、粗衣粗食
に堪える強健な身体が必要である。そのため、彼等の生活
は、奢侈を排し、簡素を旨とするようになった。このよう
な時、彼等は外国からの奢侈品の輸入を避け、また、
実り豊かなメッセニアを得たのだから、食糧の輸入も不
要であつたらう。かくして、スパルタでは、外国との貿易

が不必要となつた。貿易が行なわれなければ、外貨の流入
も見られない。しかも、この時期は、ギリシア全般にわた
つて、銀貨が鉄貨を駆逐しつつある時代であつた。スパル
タは鎮国主義に転換したため、この一般的な風潮に馴染ま
なかつた。彼等が、後代まで、鉄の貨幣を使用したのは、
かくの如き国情のためであつた、と思われる。

しかるに、前五世紀に入るや、ペルシア戦争、ペロポネ
ソス戦争が相次ぎ、外国との交渉が再開されると、当然、
金銀貨がスパルタに流入し、簡素な生活は、次第に、奢侈
になつていつた。^⑨このような情勢を見た心ある人々は、奢
侈のために、国家が弱体化することを恐れた。その際、ス
パルタの鉄の貨幣の使用こそ、奢侈の風を防ぐに適する、
と考えた筈である。このような思想が、立法者が、金銀貨
の使用を禁じ、鉄貨のみを流通させた、それは、不平等を
取り除くためになされた、という伝承を生み出す基盤とな
つたのである。

(3) 会食の制度 スパルタには、ピディティア *piditria*
(Plut. Lyc. 10) または、スキスケニア *skiskhnia* (Xen. Lac
Pol. V. 3) と呼ばれる会食の制度があつた。会食の制度は

一般には、スュンティア *synthetia* と呼ばれている。^⑧

しかるに、ヘロドトスによると、スパルタでは、スュンティアは、エノモティア *enomotia* やトリアカス *traiakas* と共に、軍事に関するもの、とされている (Hdt. I. 65)。

市民が相共に食事をする、ということは、スパルタ人の間に、古くからあつた習慣であろう。常に、同一食卓で食事をする人数とメンバーが定つていれば、これが、軍隊を組織する場合に、一つの単位となることは、十分考えられる。この一食卓には、約十五人が席をとつていた (Plut. Lyc. 12)。ヘロドトスには、トリアカスという言葉が見られることは、今述べたが、これが何を意味したか判然としなす。しかし、*traiakas* という言葉から、三十 *traiakonta* という数に関係がある、と見られる。これが、三十人という一単位を示すとするなら、その人数は、丁度、スュンティアの際の一食卓に集る人数の二倍である。即ち、二食卓分の人数をもつて、一トリアカスが形成されることになる。しかるに、ヘロドトスの示す今一つの軍の単位エノモティアは、トッキュディデス (V. 68) にも、クセノポン (HG VI. 4. 12; Lac. Pol. XI. 4) にも現れるから、前五世紀の末

——ペロポネソス戦争の頃に——存したことは、明らかであるが、トリアカスなる言葉は現れない。スュンティア、トリアカスは、思うに、エノモティアが成立する以前の軍隊の一単位ではなかつたか。おそらく、前四六四年の大地震とそれを契機とする大規模なヘイロテスの反乱とによる人口減少の故に行なわれた、と伝えられる軍隊の再編成^⑨の結果、少くとも、名称の上では、スュンティア、トリアカスは用いられなくなつたのであろう。ヘロドトスは、この軍隊の一単位の新旧両者の称呼を混同していたものと思われる。

要するに、スュンティアは、古代においては、平時戦時共に、生活の基礎となる組織であつた。食卓仲間は、同時に戦友でもあつたのである。

貧富貴賤を問わず、皆が同じ食卓で同じ食物をとる、ということは、たしかに、市民の平等觀念を養うのに、役立つたかもしれない。しかし、これは、上述の如き古代の共同食事の風習が、後代まで維持されたものに過ぎず、後に、それを一の制度と見なすようになったことを示している。

制度化された時期は、平時にも戦時の心構えが要求された

第二次メッセニア戦争後と考えられる。このピディティア（スニシア）の制度化された時代に、立法者の存在したことが想像される。しかし、少くとも、伝承のいうが如き一立法者によつて、この制度が創始されたのではなく、存続していた慣習を制度化して新たな意味を持たしめたに過ぎない。

以上、スパルタ人の平等を目的として、行なわれた、と伝えられる改革は、後代の、単なる創作と見られるものをも含んでおり、その實在した制度も、旧来の慣習の延長に過ぎないことを知るのである。

三 教育、軍制、その他

プルタルコススの伝えるリュクルゴスの改革は、まことに多方面にわたつてゐる。以上の他に、次の如きものがある。

市民の教育については「一口にいえば、彼（リュクルゴス）は、市民達が、自分自身の生活を企てること、及び、それを可能ならしめることもないように慣らし……感情と名譽を欲する心とから、ほとんど自身を忘れて、すべて祖國に属するものである、ようにしむけた」（*Plut. Lyc. 28*）といわれる。教育についての詳細は省略するが、すべて一貫し

た、國家至上主義である。平時においても、すべての市民は、一致して、事にあたるように、しつけられた。この一致協力が、戦時においては、整然たる秩序をもつ軍隊を形成し、一体となつて、敵に当ることを可能ならしめたのである。

以上の如き教育がスパルタで、はじめられたのは、軍國主義的な氣風が濃厚となる第二次メッセニア戦争後で、前述の、會食の制度の整備されたのと、表裏一体をなすものと思われる。

軍隊については、ヘロドトスの叙述は先に触れたが、プルタルコスによると、騎兵に関する改革があつた、という（*Plut. Lyc. 28*）。スパルタが軍國主義をとる以上、軍隊の訓練と、新な用兵法を案出するのに熱心であつたのは、当然である。これは、立法者と結びつけて、考えられるべきものではない。

その他、プルタルコスによると、リュクルゴスは、風俗習慣に至るまで、すべてのことに、立派な規定を与えたことになつてゐるが、これらは、習慣的に定形ができたものが、何らかの機会に、立法者の事業の中に、組み入れられ

て語られるに至つたのであろう。

ブルタルコスが「リェクルゴス伝」で伝える諸改革を、リェクルゴスの事業としてではなく考えると、概略、以上の如くである。

一立法者リェクルゴスが行つた、といわれる改革は、実は、異つた時代に、相互間に關係なく定められた制度であつた。しかし、それらは、古くから存した慣習を制度化したという程度のものであるが、それに、何らかの新しい目的乃至意義が与えられている点が重要なのである。

この他に、土地再分配の如く、また、金銀貨の使用禁止の如く、虚構と断ぜざるを得ない物語も含まれている。何故、かかる空想ともいえる物語が発生したのか、その点については、後に、触れるであらう。

- ① Meyer, Ed.: Forschungen zur alten Geschichte I. S. 264
- ② 最も問題になるのは *φύλις* と *ἀβία* を如何に解するか、という点、及び、*ταμναὶα τοπονησῆναι καὶ κρότος* を如何に訳するか、という点である。後者については、Sintenis は「民衆に主権と力がある」として、Ziegler は「裁判権は民衆にある」としている。

③ Hylleis, Pamphylioi, Dymnaes.

④ Geleontes (Teleontes), Hoplitēs, Aigikoreis, Argadeis

⑤ 他の四部族名については、数個の用例をあげようが、Dymne については Hesychius の一例をあげるに止つて置く。(Busolt, G.: Griechische Staatskunde S. 645)。なお Michell, H.: Sparta pp. 98-99. 参照。

⑥ Busolt, G.: Griech. Staatskunde S. 794.

⑦ 註②参照。

⑧ 毎年十名づつ選出される最高官で、スパルタのエポロイと類似の権能を有する。なおクレタでは王政は早く消滅していた。

⑨ 他に、エポロイの起源について、種々の説があるが、その官職は、少くとも、最初は、さしたる政治上の権力を有していなかったと考えられること、及び、後年、エポロイが、毎年、民衆によつて選出され、市民全体の名において、国王と毎月誓約をかわしていたこと、以上の二点から見て、エポロイは、何らかの意味で、市民の代表者であつた、とするのが妥当である。エポロス—見る者、監視者——の名称は、神より授けられたる法を監視する、という任務より出たと考えられる。

⑩ Grote, G.: History of Greece II. p. 396.

⑪ アリストテレスは、土地が少数者の手に帰しているため、貧富の差が激しいこと、更に、持参金や遺産相続により、土地の五分の二が女性の所有に帰していることを指摘した後、「この結果、国家は、千五百の騎兵と三万の重装兵とを養ひ得るのだが、実際には、千人にも満たない」(Pol. II. 9. 15-16)と述べ

1510°

⑫ Oxford Classical Dictionary p. 208.

⑬ 前のメッセニア戦争の後、三十九年目とも、約百年後ともいわれる。

⑭ 特に、ペロポネソス戦争後については Plut. Lyc. 30.

⑮ クレタでは、アンドリア *Andra* と呼ばれた。

⑯ Busolt, G.: Griech. Geschichte I. S. 537; Mitchell, H.: Sparta pp. 234-238.

二 スパルタの立法者

前章に述べたところからいい得ることは、立法者の存在が予想される時期が、スパルタにおいては、過去に、二回あつた、ということである。

立法者は、多くの場合、新たな法律を制定するよりも、不文法を法典の形に編集するもの、既存の慣習を法制化するものであつた。イタリアのロクリス移住者の間に法を定め、たザレウコス、カタナの立法者カロンダス、アテナイのドラコンなど、いずれもそうであるし、コリントスのペイドン、テバイのピロラオスなども、おそらく、同様であろう^①。

また、多くの場合、立法は、民衆に対する政治的な譲歩を伴なう。そのような意味で、立法者は、同時に、改革者

的な性格を有する。

上述の立法者達が現れる時期は、ほとんどが、前七世紀である。それ故、前七乃至六世紀は、ギリシア世界で、一般に、改革の行なわれた時期だ、といえる。

スパルタにおける立法者の出現は、前後二回あつた、と考えられることは、先に述べたが、そのうち、後の方は、第二次メッセニア戦争後、と考えられるから、前七世紀後半乃至六世紀初頭であろう。この場合は、メッセニア戦争による荒廃から、立ち直るための改革が行なわれた。この時の立法者は、ピディティアを制度化し、軍国主義的な教育法を定め、外国に対しては、鎖国主義をもつてした。これは、単に、それまでの慣習の法制化ではなく、その後の国家の方針を定めた大改革であつた^②。

これに対して、二回のうち、時代的に先に現れた立法者は、部族の再編成を行ない、慣習的な長老会や民会の規定を制度として確定した。それは、前八世紀初頭である。

スパルタには、立法者が、約二百年を隔てて、二度現れたことは、事実と考えてよい、と思われる。

ただ、二回目の改革は、国家の根本方針を軍国主義、鎖

国主義にとつた点が、大に注目されねばならない。スパルタが、ギリシアにおいて、特異なものと考えられる国情を示すようになったのは、この国家の方針に由来する。

このような大改革をスパルタが必要としたのは、上述の如く、第二次メッセニア戦争の結果である。それ故、これは、また、この戦争の激烈であつたことを物語るものである。第二次メッセニア戦争は、スパルタにおつて、一の転換期を形成せしめた、ともいい得るであろう。

④ Bury, J. B., *History of Greece* p. 145; Nilsson, M. P.: *History of Greek Religion* p. 189; Hammond, N. G. L.: *History of Greece* p. 144 など; Arist. *Pol.* II. 12. 6-14 参照。

② エポロイの権限の強化されたのも、この改革期であろう。前五六年のエポロイの一人キロンが、エポロイを王と並ぶ権限を有するものとした、という伝承は、戦時中、王権を代行したエポロイが、戦後の改革期に、民衆の支持を得て、平時にも、王権の大部分を掌握し得ることになつたことを裏書する。思うに、キロンは、新に認められたエポロイの権限を、最大限に行使した最初の人物であつたのだらう。

三 リュクルゴス

次に、リュクルゴスの由来をたずねなければならぬ。立法者としてのリュクルゴスを最初に記したのは、おそらくは、ヘロドトス(Hdt. I. 65)である。ヘロドトス以前の史料は、まことに、乏しいが、前七世紀中葉は下るまい、と思われるテュルタイオスの詩の断片がある。その中に、スパルタの政治組織に触れたものがあり、そこに、協議 *Booth*、王達 *Paatayic*、長老達 *teporer*、民衆 *dyjitra* などの言葉が見られ、長老会、民会の存在も認められる。

しかし、その創始者がリュクルゴスである、という記述は見あたらず、ただ、この政治組織の由来がデルポイのイポス神の託宣であることが、述べられているに過ぎない(Tyrtæus fragment. 4)。

さて、ヘロドトスによると、リュクルゴスの改革は、政治組織、兵制についての記述は明らかだが、他の点は、まことに、曖昧である。即ち、「すべての慣行を変えた」(Hdt. I. 65)というのみで、具体的には、述べられていない。しかし、ヘロドトスの記述によつて、その当時、すでに、スパルタでは、リュクルゴスなる立法者の存在が認められ、彼が政治組織を改革し、エポロイを置き、長老会を

召集した、と信じられ、また、それと並んで、兵制の改革をも行つて、当時（ヘロドトスの時代）の如き立派な軍隊を作りあげた、と考えられていたことが知られる。

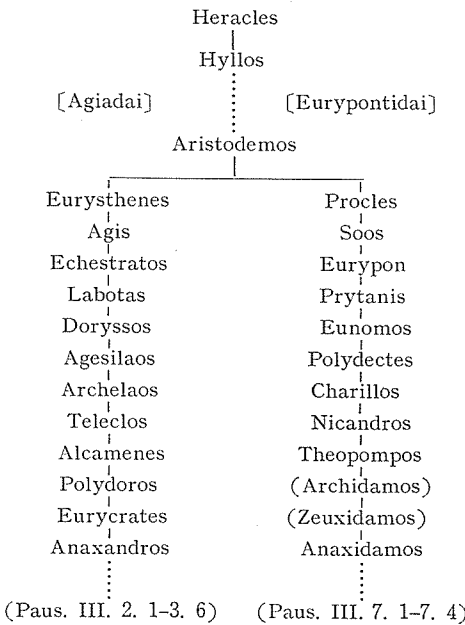
しかるに、ヘロドトスと同時代のヘラニコスは、どこにも、リュクルゴスの名を記しておらず (Strab. VIII. 5)、トゥキディデスも、その名を伝えていない。

前五世紀の著述家は、以上の如く、必ずしも、リュクルゴスの名を伝えてはいないが、前四世紀になると、クセノポンは「リュクルゴスは、スパルタ人の従うべき法を、彼等に与えた」(Laec. Pol. I. 2)と述べ、エポロスは「ヘラニコスは、どこにもリュクルゴスの名を記しておらず、リュクルゴスの事業を、それとは何の関係もない人に帰している」(Strab. VIII. 5. 6)とヘラニコスを非難しアリストテレスも、立法者としてのリュクルゴスを認めている (Pol. II. 12. 1 etc.)。

即ち、前四世紀には、スパルタの立法者として、リュクルゴスが一般に認められている。

リュクルゴスの系譜については、大別して二説ある。ス

パルタには、アギス家 *Agiadae*、エウリュポン家 *Euryontidae* の二王家が並存しているが、一説はリュクルゴスをアギス家の王族とし、他は、エウリュポン家の系統である、とする。ここで、参考までに、パウサニアスによつて、両王家の系譜を示しておこう。伝説上、この両王家の祖は、双生児の兄弟であつた、とする。



リュクルゴスをアギス家に属す、となすものは、彼をアギスの子（即ち、エケストラトスの兄弟）とする。この説は、

古くはヘロドトス(H. 2. 93)に見られるが、パウサニアス(P. 2. 3)もこれに従っている。一方、リュクルゴスをエウリュポン家と見るものは、彼をプロクレス六代の後裔、とする。この説を最初に伝えるのはエポロスである(Stroh. M. 4. 8)。しかも、エポロスは、このことは、一般に認められていた、という。ヘロドトスの時代からエポロスの時代までは、約一世紀である。ヘロドトスには、リュクルゴスのエウリュポン家説は見出せないが、プルタルコスによると、シモニデス(Ca. 556-498 B. C.)が、リュクルゴスを(エウリュポン家の)リュタニスの子と見なしていることが伝えられてゐる(Pint. Lyc. 1)から、エウリュポン家に属する、という説も、エポロス以前から存在したようである。しかし、エポロスは、前述の如く、この説は一般に認められている、というのだから前四世紀以来、この説は、急激に弘まった、と思われる。

また、エウリュポン家については、ヘロドトスの伝える系譜とパウサニアスの伝える系譜との間に、若干、相違した点がある。即ち、パウサニアスにおいては、ヘロドトスに見られなかつたソオス^④が、プロクレスとエウリュポンの

間に挿入され、かつ、ポリュデクテスとエウノモスの父子関係が逆転している。パウサニアスの伝える系譜は、エポロスの時代から一般に認められていた。とすれば、ヘロドトスの時代以後、エウリュポン家の系図が改訂された筈である。その改訂の年代は、おそらく、前四世紀初頭、即ち、当時のエウリュポン家の王アゲシラオス(二世)の全盛時代であろう。彼は、後に、テバイのエパメイノンダスに敗れるまでは、当時のアギス家の王よりも、名声においても、行動においても、目立っていた。このような時に、彼及びエウリュポン家に好意を寄せる系図作者が、それまで、アギス家に比して、種々の異説のあつたエウリュポン家の系図の、いわば、決定版を作り、その際、ソオスの挿入^⑤を行なうと同時に、しばしば、アギス家に属していたリュクルゴスをも、エウリュポン家の王族として固定し、アギス家より優位に立つ現在を、祖先に偉大な業績を残した人物があつた当然の結果、と見なし得るようになったのである。この「決定版」が、プルタルコスの時代には、すでに、多くの歴史家の認めるところとなつていたものと思われる。

以上のように、その系図の確定された点では、明らかに、

エウリュポソンの方が後である、と考えられるが、すでに、前五世紀から、両王家がリュクルゴスの自家に属することを主張している点から見て、リュクルゴスが、前五世紀には、立法者として、その名を知られはじめていたことが認められる。その場合、アギソス家は、名祖アギソスの子として、エウリュポソソン家では、エウノモスと結びつけられているのも、リュクルゴスの立法事業を行なつた人物たることが、当時すでに認められていたことを裏書する。

次に、リュクルゴスという名前について、考えてみる。*Λυκουργος* の語源的解釈については、種々の説があるが、ここでは、別の面から考察を進めたい。

リュクルゴスは、名前として、ギリシアにおいては、めづらしいものではない。スパルタにおいても、前三世紀には、この名を持つ王があり、アテナイでは、前五世紀に、一党派の指導者に、また、前三世紀には、一雄弁家に、それぞれ、リュクルゴスというものがある。また、伝説時代に目を転じて、この名は見出される。アポドロソスの著作の中には、五人の相異なるリュクルゴスなる人物があ

つている。^⑦ その中で、アレオソスの子でアルカディアの王、ペレアスの子でネメア王となつたもの、及び、プロナクソス（アルゴス王アドラストスの兄弟）の子の三者が、いずれも、ペロポネソスに住していた、という点に注目してよい。

さて、ネメア王リュクルゴスは、アルゴスからテバイへ向う七人の將軍（英雄）に関連して語られている。即ち、この七人の英雄は、ネメアにおいて、リュクルゴスの子オペルテスの死にあい、その死をいたんで、競技を行なつた。

これが、後に（前五七三年以後）、全ギリシア的な競技となつたネメア祭典の起源だ、という（*Apollod. Bibl. III. 6. 4*）。しかし、この競技はネメアのゼウスの神域で行なわれるのだから（*Paus. II. 24. 2*）、ゼウスを讃える祭典である、と思われる。パウサニアスは、オペルテスとリュクルゴスの墓が、この辺りにある、という（*Paus. II. 15. 3*）。

アルカディアのリュクルゴスは、鉄の棍棒を持つアレイトオスを奸計をもつて殺した、といわれる（*Pl. VII. 149B*）。このリュクルゴスは、伝説上、最初にアルカディアに住んだといわれているペラスゴスの七代の後裔である（*Apollod. II. 1. 1*；*Paus. VIII. 1. 4*）。このペラスゴスの子リュカオン

は、リュカイオン山上にリュコスラという町を創設し、ゼウスにリュカイオスという字名を与え、リュカイアの祭典を創始した (Paus. VIII. 2. 1)。しかるに、リュカオンは、ゼウス・リュカイオスに人間の赤子をもたらし、祭壇上に血を注ぎながら、犠牲として捧げたので、直ちに、狼 *lykoi* の姿に変ぜしめられた、という (Paus. VIII. 2. 3)。しかし、実は、ゼウス・リュカイオスとは、「狼のゼウス」の意であり、^⑥パウサニアスの記事は、アルカディアにおいては、ゼウスは狼神であつたことを暗示する。リュカオンは、要するに、ゼウス・リュカイオス崇拜の創始者だつたのである。このリュカオンがリュカイア祭典の創設者である、というパウサニアスの記事はスパルタのリュクルゴスが (イピトスと共に) オリュンピアの祭典を創設した、というプルタルコスの記事 (Lyc. 1: 23) を思ふ出やしめる。

リュクルゴスとイピトスのオリュンピア祭典創始の物語は、オリュンピアにあつたエケイリア *ἑκαίεια* の規定を含む円盤の上に、リュクルゴスの名を読んだ、というアリストテレスにはじまる (Phil. Lyc. 1)。しかし、このリュクルゴスがスパルタのリュクルゴスである、と断定するのは

早計である。エドアルト・マイアーとヴィラモヴィッツは、イピトスもリュクルゴスも、共に、ホメロスに現れるオリュンピア近辺の英雄である、という^⑦。とすれば、かの円盤は、エケイリアの規定の発案者たる名譽を英雄時代の人物に与えんがために、後世、作られたもの、と見なされる。いづれにせよ、オリュンピア祭典に關与するリュクルゴスは、地理的に、オリュンピアに近接しているアルカディアのリュクルゴスと見るべきである。しかも、彼の先祖の中に、リュカイア祭典を創設したリュカオンがあるのだから、祭典創設は彼にもつとも似つかわしい事業である。

オリュンピアの祭典は、いうまでもなく、ゼウスを讃える祭典である。先のネメアの場合も、リュカイア祭典も、共に、ゼウスと關連がある。

スパルタでは、立法者リュクルゴスは、神として崇拜されていた、という。即ち、ヘロドトスは、スパルタ人が、リュクルゴスによつて、立派な法制を有するようになったので、彼に神殿を献じて、大に崇拜している旨、伝えており (Hist. I. 66)、「エポロスは「ただ一人リュクルゴスだけ

に、神殿が献じられ、毎年、犠牲が捧げられている」(Strab. VIII. 5. 5) ところ。

ところで、ヘロドトス、トゥクキディデスには、各地に建設された植民都市に関する記事が散見される^⑩。その記事によると、植民都市の建設者は、死後、英雄 *ἄποιος* として、崇拜され、毎年犠牲が捧げられており、その英雄を記念すべき土地、即ち、聖域が存する場合もあつた^⑪。建設者を英雄として祀る風は、それぞれの本国都市における、建国者乃至は国家の守護者と伝えられる伝説的な英雄に対する祭礼の模倣に他ならない、と考えられる。ヘロドトスは、ペルシア戦争の際、デルポイを攻撃したペルシア人達を、武器をつけた二人の巨人が追つていたが、これは、デルポイの人々の説によると、その土地を守る英雄、ピュラコスとアウトノオスで、彼等を祀つた聖域がデルポイにあつたことを伝えている(Hdt. VIII. 38-39)。このヘロドトスの記事から見ても、ギリシアの諸都市に、守護者として聖域が献ぜられ、犠牲が捧げられ、崇拜の対象となつている英雄の存在したことが、うかがわれる^⑫。プルタルコスによると、スパルタには、リュクルギデスという祭日があつた(Peft.

Lyc. 31)。この日に、エポロスのいう如く、毎年、犠牲が捧げられたのであろう。以上のように見てくると、リュクルゴスには、その土地を守る伝説上の英雄と類似せる性格が、かなり、強く存することは否定できないのである。

ドリス人の間では、ゼウスの信仰が篤かつた。それは、クセノポン、アポドロソス、プルタルコスなどから、うかがえる^⑬。それ故、ドリス人がスパルタの町を建設した時、少くとも、守護神の一として、ゼウスをとるのは当然である。しかるに、そのゼウスは、ラコニア近辺のアルカディア、ネメアにおいては、特に、英雄(または王)リュクルゴスと密接に結びついていることは先に見た。即ち、これらの土地では、リュクルゴスはゼウスを讃える存在であつた。ドリス人の間におけるゼウス信仰は、たとえ、アルカディア、ネメアなどにおけるそれとは、異質的なものであつたとしても、ゼウスを通じて、それと関係深いリュクルゴスの名が、スパルタのドリス人の中に侵入してくることは、十分考えられる。しかるに、スパルタにおいては、ゼウスは国家の守護神である。それ故、リュクルゴスは、スパルタでは、国家を建設し、かつ、守護する英雄として、現れ

るは、当然であろう。リュクルゴスは、その名は、近辺の諸地方から、とり入れたとしても、その建国英雄という名譽を持つてゐるならば、それは、スパルタにおいて与えられたものである、といわねばならぬ。

- ① この断片は Plat. Lyc. 6, Dioid. VII. 12. 6 にも引用されてゐる。
- ② アギス家の系譜には、ヘロドトスとパウサニアスとの間に、一致していない点は全くない。
- ③ ソオスは、ブルタルコスによると、エウリュエボン家の初期の王達の中で、最も尊崇され、ヘロスを隸属せしめ、アルカディアの土地を奪つた、と云う(Plat. Lyc. 2)。しかし、ヘロドトス時代には、いまだ、その名が伝えられていないこと、その時代がアギスとほぼ同じ頃におかれ、業績も、アギスと類似している点があることなどから見て、より早く有力となつたアギス家に対抗するために、後に、エウリュエボン家側が案出した架空の人物である、と思われる。
- ④ パウサニアス、アゲンポリスなど。特に、パウサニアスは、アゲシラオスの即位後、間もなく(前三九六年)、理由あつて亡命し、アゲンポリスが後を継いだ、彼は、当時、幼少であつた(Paus. III. 5. 7) 見てゝの行動をするに至りなかつた。
- ⑤ アギス家の諸王は、アギスをはじめ、アルケラオス、テレタロスなど、国家の基礎をかため、更に発展する基盤を培つてゐるが、エウリュエボン家の方は、メッセニア戦争で名をなしたテ

オポンボスが出るまでは、見るべき業績のある王は——ヘロドトスの伝える王の中には——ない。これは、アギス家が、まず、最初に他家よりも有力となつたことを、示している。しかし、エウリュエボン家も、後に、アギス家と同様、有力となると、それと対抗するため、祖先の中に、すでにアギス時代にそれと並ぶべき人物があつたことを宣伝しようとする。そのような動きが多く、業績を有するソオスなる架空の人物を、その系譜の中に、挿入せしめたのである。(註③参照)

- ⑥ リュクルゴスは、エウノモスの子(一説には兄弟)とされてゐる。エウノモスはエウノミア *Eunomia* ——善き秩序——の擬人化か、と思われる。また、伝承上、エウノモスなる名の王が存在したことは、メッセニア戦争前に、何らかの改革があつて、新秩序が建設されたことを示している。この点からも、先に述べた第一の改革期(前八世紀初頭)の存在が予想される。
- ⑦ この五人は、(1)アポロンの子(Apollod. Bibl. I. 8. 2 etc.)、(2)ドリュアスの子(III. 5. 1 etc.)、(3)ペラタノスの子(II. 7. 8)、(4)ヘレンスの子(I. 9. 14 etc.)、(5)プロナクスの子(I. 9. 13 etc.)。
- ⑧ 彼は、死後、アルケモロスと呼ばれた(Apollod. III. 6. 4)。
- ⑨ Kerényi, K.: Mythologie der Griechen. S. 92.
- ⑩ Meyer, Ed.: Forschungen zur alten Geschichte I. S. 60 ff. S. 281.
- ⑪ Meyer, Ed.: Forschungen z. a. Gesch. I. S. 281; Wilamowitz-moellendorf, U.: Staat und Gesellschaft der Grie-

chen S. 80 なる II. VII 142 ff. Od. XXI 14 ff.

⑭ ヘロドトスには、アブデラ市を建設したティメニオスが、後に、テオスの人々に英雄として崇拜されたこと (I. 168)、また、ミルティアデスが、ケルソネソスで建国者として祀られたこと (VI. 38) が記され、トウキエディテスには、アンピポリスの人々は、ハンソンを市の開祖として崇めてゐたが、後に、マラシダスにその名譽が与えられた事情を述べてゐる (Thuc. V. 11)。

なお、ブゾルトやミングトゾンは、植民市の建設者 *oikistes* は、死後、英雄 *hērōs* として崇拜され、毎年、犠牲が供されるのが一般である、と云う (Busolt, G.: Griech. Staatskunde S. 651; Bengtson, H.: Griechische Geschichte S. 89)。

⑮ 前註⑭にあげたブラシダスの場合、ブラシダスの記念物に、ぐるりと囲いをした、という。これも、小規模ながら、聖域であらう。

⑯ Burchardt, J.: Griechische Kulturgeschichte II. S. 235 (5. Aufl.) 参照。

⑰ クセノポンによると、軍隊の出発に先立って、セウス・アゲトルに、圍境においては、セウスとアテナに犠牲を捧げる、と云う (Tac. Pol. XIII. 2)。ブルタルコスによると、レトラにおきて、セウスとアテナの神殿を建立すべきことが述べられてゐる (Lyc. 6)。なお、ヘロドトスには、スパルタ王は、セウス・ラケダイモンとセウス・ウラニオスとの司祭であつた、と云ふ (VI. 56)。

四 英雄と立法者

前章において、リュクルゴスが、本来は、スパルタの建国者、守護者たる英雄である、と考えられるべきことを述べた。次に、このリュクルゴスと立法者の關係を見てゆこう。

先にも触れた如く、リュクルゴスが立法者である、という伝説は、すでに、前五世紀に存在していた。ヘロドトスに見られる如く、その伝説は、いまだ、定型を得てはいない。しかし、リュクルゴスがスパルタの政治組織と軍事組織を定めた、という大筋は、確立されているようである。

一方、ブルタルコスの「リュクルゴス伝」の分析から、立法者の現れた時期が前後二回あつたことを推定した。その第一の時期は、前八世紀前半であり、この時期の最大の改革は、五部族の設定であつた。それと共に、慣習的な民会と長老会とを、法的な存在たらしめたのであつた。それ故、これは政治組織の改革だつたのである。

第二の改革期は、第二次メッセニア戦争の後、即ち、前七世紀後半(遅くとも、前六世紀初頭)である。鎖国主義をと

り、特に、市民に平等の観念を植えつけるために、古くからの慣習を、改めて、制度化せるものであつた。しかしながら、この慣習の制度化——會食の制度の採用——は、軍事的な目的を、多分に含んだものであつた。それ故、この期の改革は、付随的に、政治的な改革を伴つていた、としても、軍事的目的での改革という得る。

ヘロドトスの記述は、正に、この兩時期の改革を、唯一人の立法者リュクルゴスに帰さしめ、その他、ヘロドトスの時代に存在していた諸規定をも、この立法者の定めたとの、としたものに他ならない。しかも、それが、レオボテ^①スの治世である、というのだから、第一次メッセニア戦争^②以前であり、当然、それは、前九世紀末乃至前八世紀初頭、という年代が与えられる。即ち、ヘロドトスは、第一の改革期に、すべてを帰しているのである。更に、ヘロドトスは、リュクルゴスの崇拜されている理由として、スパルタ人の従うべき善き法を定めたことをあげている。即ち、スパルタでは、前五世紀中葉には、すでに、リュクルゴスは立法者、といわれていたのである。

前五世紀といえば、ペルシア戦争、ペロポネソス戦争と

いう、ギリシア世界における二大戦があつた時代である。前者は、ギリシア人全体と外国人との戦争であつた。ペルシア戦争の際、しばしば、ギリシア軍を励まし、勝利を得せしめたものがある。それは、伝説的な、建国の英雄、護国の英雄である。デルポイ攻撃の際にも (Hdt. VIII. 38—前章参照)、マラトンの会戦においても、それぞれの土地を守る英雄が現れて、あるいは敵中に突入し、あるいはギリシア軍を防護した、と信じられている。プラタイアイの戦闘の前に、この町の建設者たる七人の英雄に犠牲を捧げた (Plut. Aristides II) のも、彼等英雄の援助を期待したがためである。

以上の如く、ギリシア人は、それぞれの土地の英雄が、実際に、自分達と共に戦つたと信じている。^③

外同との激烈な戦争が起つた場合には、愛国心が高まる。少くとも、前五世紀の最初の二十乃至三十年は、ギリシアにおいて、特に、愛国心の高揚が見られる。ギリシアにおいて愛国心が高まる時、彼等ギリシア人達が思い出すのは、当然、自国の建設者、守護者としての英雄である。殊に、外国人 (ギリシア民族以外の) との戦争に際しては、各地で、

それぞれの英雄が現れる。愛国心の高まるのにつれて、これらの英雄に対する尊崇も、一層、高まる。

ペルシア戦争の如き危急の場合、スパルタにまでは、ペルシア軍は、侵入しなかつたが、やはり、スパルタ人の間では、建国者であり、守護者である英雄リュクルゴスが、盛に、崇拜された、と考えられる。

また、ペルシア戦争を契機として、スパルタは、外国との交渉を再開せざるを得なくなつた。アテナイその他の交流があつた筈である。この結果、諸国の文物がスパルタに流入したことが想像される。ギリシア諸国の慣習や政治思想も、この頃、スパルタ人の知るところとなつたであらう。ここで、彼等は、テセウスやソロンと密接に結びつけられているアテナイの立法事業や、コリントスのペイドン、テバイのピロオスなどの事業をも、知るに至つたであらう。とすれば、彼等の間にも、これらと並ぶ立法者が、当然、求められる。そのような時、最も容易に思い出されるのは、第二次メッセニア戦争後の立法者であらう。しかし、テュルタイオスの詩からも知られる如く、それ以前にも、

すでに、秩序ある政治組織が存した、というのだから、これを定めた立法者もあつた。この二回の立法事業の思い出が合一されて、テュルタイオス以前のある時期に、今日まで、変るところのない優れた法が、神によつて、立法者に授けられた、と信じられるようになる、もはや、これは立法伝説と呼ばれるべきものになる。この法の権威は、神から授けられた、というところにある。即ち、立法者とは、神から法を授かり、それに基づいて、諸制度を整備した人物である、ということになる。

次に、この事業を行なつた人物を誰となすか、という問題がある。実際に、前八世紀前半、及び、前七世紀後半に立法者があり、その名が、当時は、伝えられていたかも知れない。しかし、ここでは、立法者は、国家の基礎が与えられた時代の人物である、とするのだから、また、この優れた法によつて、今日の発展が考えられるのだから、国家を建設し、守護する英雄が、その古さから考えても、立法という事業から考えても、最も適切である。かくして、英雄リュクルゴスは、立法者とも考えられるようになる。

しかるに、一方では、この時代に、国家守護の英雄とは

直接関係なく、スバルタの王家の系譜が、すでに、成立していた。即ち、アギス家とエウリュポソンの代々の各王の名が、ほぼ、確定していたのである。^④ところが、この両家とも、その中に、立法事業を行なつた王または王族を含んでいない。しかるに、前述の如く、リュクルゴスが立法者として現れると、優れた立法事業を行なつたものであるため、両王家が、競つて、この立法者の自家に属すべきことを主張しはじめた、と思われる。アギス家は名祖アギスの子である、とし、エウリュポソソ家は、何等かの形で、エウノモスと結びつけた。その後、両王家の力関係によつて、即ち、王として勢力の強い方の王家が、リュクルゴスの自家に属することを主張したもの、と思われる。ヘロドトスが、アギス家に属す、となした (Hdt. I. 65) のは、当時、アギス家の方が勢力が強かつたことを意味するものではないかろうか。

かくして、かつての建国英雄、護国英雄は、ペルシア戦争後に、立法者に転身し、更に、スバルタ王家の中に、組み入れられたのである。

いずれにせよ、過去に、偉大な立法者を求めんとする時

期が、ペルシア戦争の直後に存在した、というスバルタの特殊事情を考えれば、前五世紀に、立法者リュクルゴスが出現したことは、容易に、理解されよう。しかも、英雄リュクルゴスの熱心な崇拜がなされていた時期が、過去に立法者を求めんことを欲した時期と一致する。このことが、一層、リュクルゴスの立法者への転身を容易ならしめたのである。

① パウサニアスはラボタスと記す (II. 2. 3)。

② パウサニアスによると、前七四三—七二四年である (第一章参照)。この年代については、若干異説もあるが、前八世紀後半である点は、一致してゐる。

③ エケトライオスと呼ばれる英雄が現れて、ペルシア軍を悩ませた、という (Paus. I. 32. 5)。その他、当時の人々は、マラトンやテセウスも共に戦つてゐるのを見た、という (Paus. I. 32. 4; Plut. Thes. 35)。また、サラミスの海戦の際にも、英雄の出現が伝えられる (Hdt. VIII. 64; Plut. Themist. 15; Paus. I. 36. 1)。

④ テミストクレスは、ペルシア軍を撃退したのは我々ではなく、神や英雄の仕業である、とを言いつてゐる (Hdt. VIII. 109)。

⑤ 前章で述べた如く、前五世紀には、エウリュポソソ家の方は、完全に確定した、とは断言し得ぬ点もある。

⑥ デルポイの巫女が、リュクルゴスに、政治組織を語つたとい

うヘロドトスの伝える伝説は、リュクルゴスが立法者といわれるようになったから、作られた物語であるに違いない。ただ、この物語において、巫女が、リュクルゴスを神と呼ぶべきか、人と呼ぶべきか迷っている。これは、リュクルゴスが、本来、神でも人間でもなく、その両者の中間に位する英雄であつたことを意味しているのではなからうか (Hdt. I. 65 参照)。

む す び

前五世紀に現れたところの、リュクルゴスを立法者とする伝説は、前四世紀に發展した。アリストテレスの時代には、土地の不平等の甚しかつたことが知られる。かくの如き状態は、以前からであつた、としても、前五世紀末のペロポネソス戦争の勝利が、それに拍車をかけた、と思われる。プルタルコスはこの勝利が、スバルタの社会に、大なる変化をひき起したことを語っている (Plut. Lys. 17)。即ち、莫大な黄金の流入に伴つて、生活は奢侈となり、ようやく、質実剛健の氣風が廢れてきた。それと共に、土地の兼併も進んだことは、容易に想像されるところである。

このような状態にある時、識者の間に、富の不平等の匡正——貴金屬貨幣の使用禁止、土地の平等分配——を望む

声があがる。そのために、古き時代の立法者が思い出される。会食の制度などにおいて、市民の平等なる生活を望んだ立法者として、貴金屬貨幣の使用禁止、土地の再分配などを行なうのは、不合理でない。彼等識者の望むべき状態が過去に存在した、と考えるなら、それは、当時の人々にとつては、リュクルゴスの時代以外にはあり得ない。

アリストテレスによつて、このような当時の識者間の風潮が、固められて、土地再分配の如き改革をリュクルゴスが行つた、という説が出現する。とすれば、リュクルゴス伝説が伝説として定型を得、成立したのは、アリストテレス以後である。と断ぜざるを得ない。

前三世紀も後半になると、リュクルゴスの制度を復活して、国家を建て直さんとするもの——アギス四世、クレオメネス三世——が現れた。それ故、この時代には、すでに定型を得ていた、としなければならぬ。しかも、彼等にとつて、リュクルゴスの時代は、過去に実際に存在したものの、となつているのである。

プルタルコスの伝えるリュクルゴスの行つた改革の中で

は、先に、単なる虚構乃至は願望と考へた土地再分配が、重要な地位を占めている。それ故、私は、土地再分配が、

リュクルゴスの事業と信じられるようになった時を、リュクルゴス伝説の成立した時期と考へるべきだ、と思う。とすると、アリストテレス時代、ということになる。しかし、アリストテレスは、後にプルタルコスが伝える如き、詳細な数字を示していない。この数字は、少なくとも、アリストテレス以後であり、おそらく、アギス四世の頃に、——あるいは、アギス四世自身によつてかもしれない——定められた、と考へられる。それ故、前三世紀中葉をリュクルゴス伝説の成立期と見る。即ち、リュクルゴスが種々の改革を行つた、という伝説は、前五世紀に、その萌芽が見られ、前四世紀に、様々な扮飾を施されながらも、その後半以後、定型化の方向に進み、前三世紀に入つてから、ようやく、定型を確立したのである。この時、成立した伝説は、もはや、重大な変更も行なわれず、また、それ以上に、大

なる事業も付加されることなく、プルタルコスの時代まで、伝えられたのである。

前四世紀は、それ故、リュクルゴス伝説の形成されつつある時期であつた。しかも、この時代は、スパルタの衰退期にあつてゐた。このことが、伝説形成を促進した、と思われる。この衰退を食い止めるためには、何らかの大改革が必要である。このような時期には、現今必要な改革の模範ともなるべきもの、として、伝承のいう古の偉大な立法者の時代は著しく理想化して見られる可能性が強い。リュクルゴス伝説の中で、土地再分配の行なわれたその方法が、特に、理想的な形に描かれているのも、この土地再分配の物語が、この時代に現れたことを裏書する。

リュクルゴス伝説の形成期が、偶然にも、スパルタの衰退期に當つてゐたのではない。衰退期であつたればこそ、伝説が形成され得たのである。

increased rapidly and the productive power progressed and developed, deserving the main rice-producing area in China.

Rice-producing for a commodity called a direct investment of capital to the production, which promoted large land-holdings; then many *Chu-hu* held their position by renting rich houses. Economic growth in this road area proceeded under the balance of interdependence of land-holdings by rich houses and the tearing in fragments of direct producing houses.

Spartan State System and Lycurgan Legend

—Formation of legislative legend and its period—

by

Yūichirō Niimura

Since the 5th century B. C., Greek legend told Lycurgos as a person who arranged the Spartan state system, but at first the Spartan institutions had not any relation with the name of Lycurgos. Then, when and why this relation was formed have hardly been studied, but without examining these points, the formation of the Lycurgos legend cannot be discussed.

At first, I trace back its origin without any consideration of Lycurgos, and show the so-called 'Lycurgos system' a unification of two systems, one was at the beginning of the 8th century B. C. and the other after the 2nd Messenian War. Next, I research the personality of Lycurgos who is thought to have no relation with the legislative work, which is of the real Defender of the fatherland.

These two questions, the forming process and a personal history of Lycurgos, are treated in this article, which offer some suggestion to explain the background of formation of the legislative legend.